Zeimu Horitsu soudan jimusho

昔、買った土地の登記名義人が売主のままです!

なぎさ法律事務所所長



中西 良一 (なかにしりょういち)

私の家が建つ土地は、30年以上前に、亡くなった父がYさんから買ったものですが、 所有権移転登記がなされないままで、現在も、登記上の所有名義人はYさんになって います。問題はないのでしょうか、登記名義人を私にするには、どうすればよいでしょ うか?また、Yさんが既になくなっている場合にはどうすればよいでしょうか?

1 登記未了時における買主のリスク

土地の売買をすると、通常は、直ちに売主から 買主へ所有権移転した旨の登記手続を行います。

しかし、なかには、売主と買主の仲がよく登 記しなくても揉めることはないとか、登記費用 がもったいないとか、登記をする前に売主が行 方不明になってしまったとか、登記制度を知ら なかったとか、実に様々な理由で、所有権移転 登記がなされないことがあります。

この場合でも、売買そのものが直ちに無効と なることはありませんが、将来、買主は、土地 の所有者としての地位を失いかねない大きなリ スクを負担していることになります。

すなわち、この場合に実務でよくある紛争と しては、売主が亡くなった後に、売買の事情を 知らない売主の相続人から、土地の明渡請求や 不法占拠を理由とした損害賠償請求を受ける例 です。また、売主の相続人が積極的に権利まで 主張してこなくても、買主側からの所有権移転 登記手続への協力要請に応じてくれない、ある いは引換えに高額の金銭の支払いを要求される 例は少なくありません。

2 所有権移転登記手続への協力要請

冒頭の相談事例についてみると、相談者とし ては、まずは、Yさんに対し、自らが買主であ る父親の相続人であることを伝えて、土地の所 有権移転登記手続に応じるよう求めることにな ります。

Yさんが、既に亡くなっている場合には、Y

さんの相続人を探したうえで、所有権移転登記 手続への協力を求めることになります。

3 訴訟による場合

しかし、Yさんや、その相続人が、常に任意 に協力してくれるとは限りません。前述のよう に協力を拒まれたり、実質的に再度購入するに 等しい程の高額な金銭の支払いを要求されたり することもあります。

このように、Yさんやその相続人に協力を拒 んだり行方不明の人がいたりするときには、相 談者としては所有権移転登記手続を求める訴訟 (裁判)を検討することになります。

訴訟では、売買の事実を主張・立証していく ことになりますが、そもそも登記をしていない 不動産の売買というのは、売主と買主の当事者 間だけで行われていることが多く、その場合に は売買契約書すら作られていないことが珍しく ありません。また、古い取引では、代金を現金 で交付していることも多く、領収書が作られて いないことも多いです。契約書や領収書が作ら れていたとしても、長い年月の間に所在が分か らなくなっていることもあるでしょう。このよ うに、売買の事実の立証が容易でない場合には、 取得時効等、個々の事案に応じて、様々な法的 構成の可否を検討して所有権移転登記の実現を めざしていくことになります。

似たような事例でお困りの方は、一度、弁護 士に相談されてみて下さい。